

(参考様式1-2)

### 事前点検シート

ふりがな	いしかわけんかほくし	ふりがな	かほくしきやちくかっせいかけいかく
計画主体名	石川県 かほく市	活性化計画名	かほく市気屋地区活性化計画
計画期間 事業実施期間	令和5年度 ~ 令和8年度 令和5年度 ~ 令和5年度	総事業費 (交付金)	39,701 千円 ( 19,850 千円)
活性化計画目標	滞在者数及び宿泊者数の増加	事業活用活性化計画目標	滞在者及び宿泊者数の増加 1,061 人/年 地域産物の販売額の増加 3,762 千円/年 ホームページアクセス数増加 6,000 アクセス/年

計画主体 確認の日付	令和5年1月15日	農林水産省 確認の日付	年 月 日
------------	-----------	-------------	-------

#### 1 計画全体について

番号	項目	チェック欄		判断根拠
		計画主体	農林水産省	
1-1	活性化計画の目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか。	○		地域連携販売力強化施設及び農林漁業・農山漁村体験施設を整備することにより、滞在者及び宿泊者の増加、地域産物の販売額増加を図ることは法律および基本方針と適合している。
	事業活用活性化計画目標及び評価指標の設定内容に対し、交付対象事業の構成が妥当なものか。	○		事業活用活性化目標及び評価指標を交流対策型から設定しており、評価指標は滞在者及び宿泊者の増加 1,061 名、地域産物の販売額の増加 3,762 千円、ホームページのアクセス数 6,000 アクセスとし、交付対象事業を地域連携販売力強化施設及び農林漁業・農山漁村体験施設の整備としているため、妥当と判断する。

	活性化計画の目標と事業活用活性化計画目標との整合が取れているか。	○		活性化計画の目標と事業活用活性化計画目標を同一の目標としており整合が取れている。
1-2	計画主体は、改善計画期間中の活性化計画を実施中ではないか。	○		新たな計画であり、本項目では該当はない。
1-3	市町村総合計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調和等が図られているか。	○		「第2次かほく市総合計画」の基本方針で、交流を主とした農林水産業の振興が記載されており、本計画と連携等が図られている。
1-4	活性化計画及び事業実施計画は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等との話し合いの検討状況（開催日、出席者、検討結果等）が分かる資料が添付されているか。	○		事業主体である高峰ファーム役員会、及び総会において住民の意見を聞きながら計画を作成している。
	活性化計画の策定に当たり、女性の意見や提案などを聞く機会を設けているか。	○		気屋地区園芸部は女性7名で構成されており、意見を聞きながら計画を作成している。
1-5	事業の推進体制は確立されているか。	○		事業の推進にあたっては、事業主体である高峰ファーム及びかほく市、県央農林総合事務所、JA石川かほく担当者と連携を取りながら進めており、事業の推進体制は確立されております。
1-6	活性化計画の目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか（発電施設等の単独整備を実施する場合は記載不要）。	○		事業内容は精米直売のため米貯蔵室、精米機を設置した地域産物販売促進施設及び地域外からの滞在者及び宿泊者数の拡大のための体験交流施設であり活性化計画の目標である「滞在者数及び宿泊者数の増加」「地域産物の販売額の増加」「ホームページのアクセス数の増加」と事業内容の整合性は確保されている。
	農山漁村への定住促進を事業活用活性化計画目標とする場合は、地方版総合戦略や地方人口ビジョンとの整合が取れているか（発電施設等の単独整備を実施する場合は記載不要）。	—		該当なし。
1-7	計画期間・実施期間は適切か。	○		計画期間、実施期間は令和5年度となっており適切である。令和5年度単年度で早期実施することで令和6年度当初から事業実施できるため、目標達成に支障はないと判断した。

1-8	事業実施に必要な要件（許認可等）はあるか。あれば、許可を受けているか。	○		施設の整備にあたっては、建築基準法に基づき建築の届出を行い着手する。加工室については、所管保健所の許可手続きを竣工後取得する。
1-9	交付対象事業費は交付限度額（事業費×交付額算定交付率）の範囲内か。	○		総事業費：43,671,650 円 交付要望額：19,850,000 円 交付限度額：交付対象事業費 39,701,500 円×交付額算定交付率 50%≒19,850,000 円
1-10	活性化計画区域の設定は適切か（発電施設等の単独整備を実施する場合は記載不要）。	○		当該地区は市街化区域及び用途地域は含まれておらず、適切である。現在担い手型の大区画圃場整備事業が実施され、農業の持続的発展を目指しておりモデル地区としての役割が期待される地区である。

## 2 個別事業について

番号	項目	チェック欄		判断根拠
		計画主体	農林水産省	
2-1	自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか。	○		新たに整備するものであり、自力若しくは他の助成金によって実施中または既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものではない。
2-2	土木・建築構造物等の施工にあたっては、各種関係法令及び設計基準に基づく構造検討を行い、十分な安全性等を確保するものとなっているか。また、設計・施工等における検査体制が確保される見通しはあるか。	○		土木・建築構造物の施工にあたっては、建築士に依頼し建築基準法や同施工例に基づく構造検討を行い、十分な安全性の確保を行え。実施設計及び施工管理については、別途管理委託業務を依頼し、検査体制の確保を行う。
	実施要領別記3の別表2の事業メニュー欄に掲げる㉓の都市農山漁村総合交流促進施設、㉔の地域資源活用交流促進施設、㉕の地域連携販売力強化施設、㉖の農林漁業・農山漁村体験施設のうち	○		地域連携販売力強化施設、農林漁業・農山漁村体験施設が一体的に施設化されており木造では構造的にコスト高となることが、設計士から助言があり鉄骨づくりとした。

	<p>滞在施設、㉔の教養文化・知識習得施設、㉕の地域資源活用起業支援施設及び㉖の高齢者・女性等地域住民活動・生活支援促進機械施設のうち地域住民活動施設の整備については、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）その他の法令に基づく基準及び構造、設置場所、コスト等の制約を受けるものを除き、木造及び内装の木質化に積極的に取り組んでいるか。</p>			
	<p>木造の施設整備を行う場合、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）、建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）、木造の継手及び仕口の構造方法を定める件（平成 12 年建設省告示第 1460 号）等に基づく耐力壁等の基準を満たすものとなっているか。</p>	—		該当なし
2-3	<p>増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、実施要領別記 3 に定める基準を満たしているか。</p>	—		該当なし
2-4	<p>交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 34 号）別表等による耐用年数がおおむね 5 年以上のものであるか。</p>	○		施設は 24 年、機械は 7 年となっており、耐用年数はすべて 5 年以上となっている。
2-5	<p>事業による効果の発現は確実に見込まれるか。</p>			
	<p>費用対効果分析の手法は適切か（農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策のうち農山漁村発イノベーション等整備事業）費用対効果算定要領（令和 4 年 4 月 1 日付け 3 農振第 3018 号農林水産省農村振興局長通知）により適切に行われているか。）（発電施設等の単独整備を実施する場合は記載不要）。</p>	○		農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策）費用対効果算定要領に基づき、年効果額を第 4 の（2）（3）の地域活性化効果のうち地域資源加工効果及び地域農林漁業等波及効果らより算定
	<p>上記の費用対効果分析による算定結果が 1.0 以上となっているか（発電施設等の単独整備を実施する場合は記載不要）。</p>	○		年総効果額は 3,510 千円、総合耐用年数は 23.1 年、還元率は 0.067063261、妥当投資額は 52,335 千円、廃用損失額は 0 円、投資効率 1.41 である。
	<p>実施要領別記 3 の別表 2 の事業メニュー欄に掲げる㉗自然・資源活用施設の整備については、温室効果ガス排出量の削減目標が適切に設定されているか。</p>	—		該当なし

2-6	事業内容、事業実施主体等については実施要領別記3に定める要件等を満たしているか。	○		地域連携販売力強化施設を整備する事業であり、事業内容は適切である。事業実施主体は農事組合法人高峰ファームである。同法人は水稻、いちじくを通じて付加価値の高い農業とともに過疎化の進展を防止するため交流人口の拡大を目指し地域の活性化を図る計画であり、実施要領に定める要件を満たしている。
2-7	個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれがないか。	○		事業主体は農事組合法人であり協同の力で農業振興を図ることを目的としている。同法人構成員は37名であり個人利用となることはない。農産物の販売力強化の施設であり、地区外からの交流人口の拡大に力を入れることから、目的外使用の恐れはないと判断した。
2-8	施設等の利用計画が作成されているか、またその利活用の見通し等は適正か。			
	地域間交流の拠点となる施設にあつては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況（現状と今後の見込み）を踏まえているか。	○		令和4年度の試作段階のいちじくもぎ取り直売入込数、アンケート調査結果及び旧町の七塚町、及び内灘町では米生産農家が極端に少ないことを踏まえ精米の直売を計画するとともに、ネットによるPRにより滞在者及び宿泊者の人の呼び込みは妥当と考えている。
	近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか。	○		直売する施設は複数存在するが、いちじくを自分でもぎ取りし直売する施設は県内では見当たらない。今回整備する施設に関しては本地区に特化したものであり、圃場に隣接しており作業体験や自然を活用したホテルが大量に発生する場所や、縄文土器（気屋式標準土器）の県指定地区にあり入込数も期待できることから施設活用が妥当である。
	利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか。	○		利用対象者は地区外からの誘客を検討しており、いちじくのもぎ取り直売時期8月中旬から10月上旬を中心に年間を通じた精米販売、農作業体験やセミナーや生産者との交流を図るイベントなどを開催する計画し季節を通じた利用を計画している。

	施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか。	○		いちじくもぎ取りハウスは敷地内にあり、直接的な連携が可能である。また、施設の位置は地区全体の中心部にあり、地区外からも利用しやすい場所に立地している。規模については地区外からの交流（直売、体験、セミナーなど）を想定し過大にならないように計画している。
	ブランド化計画、広報・宣伝計画、販路拡大計画等施設の経営戦略や運営体制が十分に検討され、その内容が利用計画に具体的に記載されているか。	○		令和4年度からInstagram等で「いちじくもぎとり直売」をPRしており、アンケート結果高評価を得ている。令和5年1月にはかほく市のブランド商品に【木成り完熟いちじく】として認定され、広報等でのPRも始まっている。
2-9	施設の利用や運営等に当たって、女性参画への配慮や促進のための取組がなされているか。	○		令和3年から園芸部門は女性が主体的に取り組んでおり、(フリージア、カボチャ、いちじく)園芸部からの要望から、施設内のトイレ要望があり計画に盛り込んでいる。
2-10	事業費積算等は適正か。			
	過大な積算としていないか。	○		所定の積算根拠をもとに、適切に積算を行っている。
	建設・整備コストの低減に努めているか。	○		平屋建てで効率的に活動ができるよう、出来るだけ部屋の仕切りのないシンプルな構造とし、占有スペースの削減に努めた。
	付帯施設は交付対象として適正か（必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか）。	○		付帯施設は交付対象としていない
	備品は交付対象として適正か（汎用性の高いものを交付対象としていないか）。	○		備品は交付対象としていない
2-11	整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適正か。	○		県都金沢市から30分圏内であり、また、県の中心的距離にあり地区外からの立地条件、利便性はよい。このことから、交流人口の拡大には適切である。
2-12	施設用地が確保されている又は確保される見通しが付いているか。	○		圃場整備において創設換地手続き中であり見通しが付いている

2-13	体験交流機能に加え宿泊機能を備えた施設を整備する場合には、実施要領別記3に定める基準を満たすとともに、その必要性について十分に検討しているか。	—		該当なし
2-14	交付対象は施設別上限事業費及び上限規模の範囲内か。			
	実施要領別記3別表2の(1)生産基盤及び施設の整備のうち、生産機械施設の⑬高生産性農業用機械施設等の低コスト耐候性ハウス並びに処理加工・集出荷貯蔵施設の⑰農林水産物処理加工施設及び⑱農林水産物集出荷貯蔵施設については、強い農業・担い手づくり総合支援交付金交付等要綱(令和4年4月1日付け3農産第2890号農林水産事務次官依命通知)別記1のⅡのⅡ-1の第2の4の(2)事業の交付対象上限事業費の基準に照らし適正であるか。	—		該当なし
	整備する施設の延べ床面積の合計が1,500㎡以内か(既存施設は除く)。	○		施設全体で177.95㎡であり1,500㎡以内である。
	施設の上限事業費は、延べ床面積1㎡当たり29万円以内であるか(既存施設については、1,500㎡以内の交付算定額となっているか)。	○		上限事業費は千円で㎡当たりの単価は29万円以内となっている。 $\text{建築費} + \text{設計費} = 42,303,800 \text{円 (税込)} \div 177.95 \text{㎡} \approx 237,728 \text{円/㎡}$
2-15	地域連携販売力強化施設については、以下の内容を満たすものとなっているか。			
	地域内外又は地域間の相互連携の促進のための取組がなされているか。	○		施設の整備により、交流人口を集客するためかほく市、JAの広報誌のほか様々な情報発信により、いちじくや精米の販売を通じて地域内外・地域間の利用者間の交流に取り組む。
	生産者の販売力強化・ブランド化等に資するために必要な施設であるか。	○		県内で初めてのいちじくもぎ取り直売を中心に販売力強化を図る。R4年度はいちじく試作段階のためテントにて直売したが、雨天や風など気象の影響もあり誘客が不安定であったが、施設の

				設置により生産者との交流もでき販売力強化につながる。かほく市のブランド商品にも認定され施設設置でさらにブランド力も強化される。
	1年を通して運営されるものであり、継続的に雇用と所得を生み出す施設であるか。	○		年間を通じて運営する施設であり、高峰ファーム組合員の継続的な労働確保による所得確保が予定されている。
	6次産業化や女性参画の促進に寄与する施設であるか。	○		加工室の設置によりいちじくのセミドライ、スムージ、ジャムなど、女性による加工品の生産から販売を予定している。
2-16	事業実施主体の負担（起債、制度資金の活用等を含む。）について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか。	○		施設については、制度資金を活用する計画でありJAの融資担当と必要な協議を行っている。
2-17	入札方式は一般競争入札又はこれと同等の競争性のある契約方式によるなど適切なものとなっているか。一般競争入札に付さない場合は、その理由は明確か。	○		一般競争入札で行うため適切である。
2-18	整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みがあるか。			
	維持管理計画は適正か（施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか）。	○		事業実施主体において減価償却費の内部留保することにより更新に備える。
	収支を伴う施設等にあつては収支計画を策定しているか。また、事業費が5,000万円以上のものについては経営診断を受け、適正なものとなっているか。	○		JAの融資部門での検討、指導により適正なものとして診断されている。
2-19	他の事業との合体施策等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか。	—		該当なし
2-20	他の事業への重複申請（予定も含む。）はないか（ある場合には、事業名を記載すること。）。	—		該当なし
2-21	生産振興を主たる目的とする施設整備等ではないか。	○		地域産物の加工によるブランド化、直売を通じた地区外との交流、体験やイベントなどによる交流人口の拡大のための施設であり、生産振興による産地競争力の強化にシスル取り組みでない
2-22	他の施策（強い農業・担い手づくり総合支援交付金等）において交付対象となる施設等ではないか。	○		他の施策において交付対象となる施設ではない。



2-23	農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策）実施要領（令和4年4月1日付け3農振第2921号農林水産省農村振興局長通知）別記3の別紙2（以下「配分基準別紙」という。）による優先採択ポイントの加算対象となる取組があるか（ある場合は配分基準別紙における取組名を記載するとともに、その根拠資料を提出すること。	○		「地域再生法第5条第1項に定める地域再生計画に基づく施策」 「中山間地農業ルネッサンス事業実施要綱第2に定める地域別農業振興計画に基づく施策」を上位計画に関連計画に記載されている。
------	--	---	--	---

注1 項目について該当がない場合はチェック欄に「－」を記入すること。

2 活性化計画を公表する場合、添付資料を併せて公表するものとする。

3 事前点検シートについては、農林水産省で内容を確認するため、根拠となる資料も合わせて提出すること。